

【一般貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251111	山陰すぎもと物流有限会社(法人番号2270002007444)代表者石橋和識	鳥取県米子市淀江町西原1103番地2	本社営業所	鳥取県米子市淀江町西原1029番地15	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年8月20日及び同年10月9日に、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20251125	株式会社CLIP(法人番号3240001050281)代表者仙波雄史	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	本社営業所	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年10月14日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

【貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	砂谷郵便局	広島県広島市佐伯区湯来町伏谷11-5	輸送施設の使用停止(44日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久井郵便局	広島県三原市久井町江木96-1-1	輸送施設の使用停止(45日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐治郵便局	鳥取県鳥取市佐治町高山17-7	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	黒松郵便局	島根県浜田市黒松町605-2	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	亀嵩郵便局	島根県仁多郡奥出雲町亀嵩2212-22	輸送施設の使用停止(36日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上長田郵便局	岡山県真庭市蒜山上長田459-7	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	梶並郵便局	岡山県美作市梶並497-1	輸送施設の使用停止(38日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月3日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	生雲郵便局	山口県山口市阿東生雲中194-17	輸送施設の使用停止(24日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251105	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	秋吉郵便局	山口県美祢市秋芳町秋吉2689-3	輸送施設の使用停止(97日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐伯郵便局	広島県廿日市市津田2016-4	輸送施設の使用停止(78日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	安芸津郵便局	広島県東広島市安芸津町三津4386	輸送施設の使用停止(109日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	郡家郵便局	鳥取県八頭郡八頭町郡家592-18	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三隅郵便局	島根県浜田市三隅町向野田602-3	輸送施設の使用停止(128日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	周布郵便局	島根県浜田市治和町66-1	輸送施設の使用停止(128日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新郷郵便局	岡山県新見市神郷釜村1183-2	輸送施設の使用停止 (37日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月6日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	旭郵便局	岡山県久米郡美咲町西川914	輸送施設の使用停止 (127日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大原郵便局	山口県山口市徳地野谷笹ヶ瀧343-3	輸送施設の使用停止 (39日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251112	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	萩郵便局	山口県萩市江向440-1	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	可部郵便局	広島県広島市安佐北区可部4丁目1-4	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月7日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	生桑郵便局	広島県安芸高田市美土里町生田1836-6	輸送施設の使用停止 (25日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月26日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	智頭郵便局	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539-1	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	頓原郵便局	島根県飯石郡飯南町頓原2082-8	輸送施設の使用停止 (23日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	来島郵便局	島根県飯石郡飯南町野萱302-1	輸送施設の使用停止 (28日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北木島郵便局	岡山県笠岡市北木島町9768-74	輸送施設の使用停止(29日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美袋郵便局	岡山県備前市三石359-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月14日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	玖珂郵便局	山口県岩国市玖珂町796-10	輸送施設の使用停止(111日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251119	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	むつみ郵便局	山口県萩市吉部上3197-2	輸送施設の使用停止(23日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三川郵便局	広島県世羅郡世羅町伊尾田谷1910-1	輸送施設の使用停止(22日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉舎郵便局	広島県三次市吉舎町吉舎373-4	輸送施設の使用停止(22日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浜村郵便局	鳥取県鳥取市気高町勝見672-7	輸送施設の使用停止(26日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	阿井郵便局	島根県仁多郡奥出雲町上阿井243-8	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石見横田郵便局	島根県益田市横田町133-2	輸送施設の使用停止(101日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	賀陽郵便局	岡山県加賀郡吉備中央町竹莊495-5	輸送施設の使用停止(109日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湯原郵便局	岡山県真庭市禾津322-2	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	広瀬郵便局	山口県岩国市錦町広瀬263-6	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251126	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明木郵便局	山口県萩市大字明木2960-2	輸送施設の使用停止 (111日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

安全規則: 貨物自動車運送事業輸送安全規則